

2020 北海道最賃情報

2020年10月1日〈No. 4〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

2020年度地域最賃は引き続き861円 給料明細をしっかりチェック！

ー最低賃金の周知街宣を実施ー

連合北海道は1日、札幌駅西口で最低賃金の周知街宣を行った。例年実施しているチラシ配布は見合わせ、齊藤副事務局長や山田組織労働局長が「下回ったら法律違反」などと、しっかりと給料明細を確認するよう呼びかけた。

今年度の最低賃金は、北海道最低賃金審議会で労働者側が「引き上げを」と強く求めたにもかかわらず、使用者側が主張した「引き上げ額0円」の「現行通り」となっている。

北海道労働局が最低賃金の履行確保を図るために2019年1月～3月の間に監督指導した道内744事業所のうち、最低賃金額未満の賃金で労働者を雇用していた事業場は65事業場、また、最低賃金額未満で雇用されていた労働者数は、パート・アルバイトが6割を占めていた。



違反の理由では「賃金を時給に換算していなかった」、「最低賃金を知っていたが賃金の改定をしなかった」、「最低賃金額を知らなかった」となっており労働者自らがチェックすることが重要だ。この日の周知街宣でも、「疑問があれば連合へ相談を」と、『連合なんでも労働相談ダイヤル』を紹介した。

■ 特定最賃、電機はプラス1円

9月中旬から審議が進められている特定最賃4業種(鉄鋼・電機・乳糖・船舶)のうち、電機が1円増の895円(9/30結審)、鉄鋼が据え置き(967円)となり、乳糖と船舶も厳しい状況の中、引き上げと早期発効を求めて審議会对応を図っている。

○最低賃金法違反の罰則(最低賃金法第40条)

使用者は地域最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。使用者が違反した場合、50万円以下の罰金に処される。(10人の労働者に違反があった場合は50万以下の罰金×10人)。

なお、特定最賃は労働基準法の賃金の全額払い違反の罰則(罰金の上限30万円)が適用。

2020年度の最低賃金を確認ください！

北海道は

861 円

